

批評・紹介

John W. Chaffee

Branches of Heaven: A History of the Imperial Clan of Sung China

近 藤 一 成

一

著者チェフィー氏は、一九八〇年代半ば、一〇〇種以上の地方志から抽出・分類した正奏名合格者三萬人弱のリストを主材料に、宋代科擧研究に新生面を拓いた *The Thorny Gate of Learning in Sung China* を公刊したことで知られる。氏は、その後、十數年にわたり宋代宗室の研究に従事し、それらの成果をまとめたのが本書である。今回も著者の研究姿勢は、前著と同じく徹底的な「事實網羅主義」ともいえるべきもので、鳥瞰的觀察を可能にする資料情報の蓄積を第一とし、それによって得られた知見をさまざまな觀點から分析し、宋代宗室の全體像を描き出そうとする。従って記述は、宗室の制度から各個人の具體的活動まで多岐にわたり、最終的には他の王朝と異なるその制度上の特質と、恐らくそれが故に現在でも臺灣や米國在住者、さらには近年の泉州においても活潑な宗族活動を展開する、ほかの皇族末裔に比べるとかなり

り特異なその姿にまで説き及ぶことになる。

具體的にその研究手法をみよう。まず列傳・行狀や墓誌銘などの形で現存する宗室個人の傳記資料を遍く収集、六四〇名餘りを得て、それらを系譜・世代ごとに分類整理し、基本史料群を構築する。南宋滅亡まで百年弱を残す淳熙八年（一一八一）の段階ですら二萬一千人以上とされる宗室の累計（これでも少ないといわれる）からみれば、その人数は微々たるものである。しかしこれを膨大な史料から収集・分類する努力は並み大抵ではなく、その努力には敬意を表さざるを得ない。また傳存する後世の趙氏族譜二〇數種を搜し出し、さらに北京圖書館所藏の宗藩慶系錄、仙（遷）源類譜の殘本、加えて自らが發掘した仙源類譜殘缺を第二の資料群としている。これらの個人情報をも、編年史料や雜著類などの基本的文獻史料とつぎ合わせつつ、時間軸に沿いながら北宋初めから南宋末に至るまで、各時期が直面した主要な課題を設定して敘述を展開してゆく。全十章からなる本書の構成は次のようである。各章はさらに三から八節に分かれるが、まず章題を内容に即して意譯し、節の小項目は章の概要を紹介するときにおのずから觸れることになるので省略する。

一 序論 二 皇族の起源と定義 三 宗室制度、教育と生活
四 宗室再編 五 敦宗院の創立 六 北宋の滅亡と宗室の拉致 七
定住と特權 八 政治と權力の制限 九 成熟と敗北 一〇 結論
—— 中國史上の宋代宗室 附錄 A 傳記資料のある宗室人名表 B
玉牒所について

以下、各章の内容を順次紹介するが、限られた紙面ですべてに觸れることは不可能である。評者の關心に偏った論評となることを

お許し願いたい。

二

一章序論は、二つの逸話の提示で始まる。一つは對西夏戰の危機に際し、自ら兵を率いて前線に赴くことを願ひ出た趙從式ら七名の宗室諸王に對し、仁宗はその意圖を嘉しながらも許可しなかつたこと。第二は、その二百年後、沿海制置使知慶元府趙以夫ら四人の宗室官僚が、慶元府の兵亂に際して演じた役割についてである。これら北宋と南宋の宗室が示す現實の政治・軍事に對する隔離と關與という對照的な姿が、宋代宗室の特色とその變遷を象徴的に表すと著者は考へる。極論すれば、本書はこれら二つの逸話の背景と歴史的意味合いを解き明かす書とも言えよう。次に、漢と唐の皇族制度を概観し、とくに宋制の前提となる唐では、五服内の親族を皇族としたことと、そこには姻戚も含まれていた點に注目する。以下、使用する文獻と史料について解説し、二章から九章が北宋と南宋の四章ずつに分かれるとして各章の主題を簡単に述べる。讀者は、目次とこの箇所を読むことであらかじめ本書の概観をほぼ把握できるといえる。

二章では、趙匡胤のからうじて由來が分かる四代前からの家系を追つた後、太祖作成とする（宰相趙普が執筆。但し現存のものは後人の手が入っている）玉牒大訓にみえる記述を根據に、宗室が太祖自身により本人・太宗・魏王（秦王）三兄弟の子孫と定義されたことを指摘する。また太祖から太宗への兄弟相續が引き起こした一族内の帝位をめぐる確執と悲劇、要するに趙氏内での皇權確立の過程が、以降の宗室を現實政治から隔離する基本方針

に歸着したことを強く示唆する。また著者は、宋代における君主獨裁制の成立という學說に、少なくともそれを文字通りに解釋するような意味での說には批判的である。宋代の君主獨裁權力は、皇帝自身というより、科學制度が再生産する士大夫官僚（Scholar-Officials）により構成される皇帝權力執行機關が享受したというべきであり、この皇帝・官僚制が機能することで宋朝は宦官と外戚の力を封ずることができたと言ふ。著者の言を發展させるなら、同様に皇帝・官僚制は、藩屏としての宗室の存在を必要とせず、これが宗室を祖先祭祀と宮廷儀禮の枠内に閉じ込めることを可能にした背景の一つということもできよう。

續く第三章は、創業の時代が終わり、生まれながらにして皇子であつた最初の皇帝である眞宗と次の仁宗朝下の宗室を扱う。著者はこの時期を、皇帝がすべての構成員を知り、その保護の下、宗室が贅澤で文化的な生活を送つた黃金時代と表現する。もっとも仁宗後半期には第四世代の一〇七八人が新たに加わり、その晩年になると宗室は男女四千人以上といわれ、皇帝が全員の顔を知ることが難しくなってくる。これが次章の宗室制度改變につながるのであるが、それまでは、太宗によつて規定された宗室のあり方がほぼそのままの形で展開し、宋代宗室の特色が明確に現れた時期といえよう。三章の章題原文は、Culture and Confinement（監禁、束縛）である。監禁の意味は、宗室が現實の政治・軍事から遠ざけられたのみならず、南北宅、睦親宅、廣親宅など家系ごとに閉鎖的な集團居住空間が指定され、そこでの出入りは厳しく檢閲され、宗室が一般の生活現實からも嚴重に隔離されていたことを指す。しかし皇帝は、こうして隔離された宗室を度々訪れ、

あるいは宴に招いたりして親密な交流の機会をもった。ほかに著者の指摘する宋代宗室の特色を列挙すると、唐制を受け繼いだ宗正寺とは別に、個々の宗室の管理機関である大宗正司を創設し、長官の大宗正事には宗室の長老を當てたこと。宗室男子は五歳（著者は「嘉祐六年、十五歳に改められた」と強調するが、根據とする『宋會要』帝系四・一二は「計年轉官」を認める年齢を述べるに過ぎず、誤解である）になると、幼名である乳名から家系別の世代ごとに決められている一字を用いた訓名に改め、同時に官を授けられた（賜名授官）こと。その官は武階であり、やがて環衛官（南班官）として宮廷の儀式に參列する義務が生じるなど、單なる名目的な肩書きではなく、當初はなかった昇進の規定も整備されたこと。その際、初任官は太祖・太宗系と魏王系では差があったこと。というのは、眞宗の天禧元年（一〇一七）それぞれの孫は諸衛將軍、曾孫は右侍禁、玄孫は右班殿直と決められたが、三家系の祖は宣祖・太祖・太宗とされ、末弟の魏王廷美のみ父の宣祖孔殷から始まるので、同世代であっても太祖・太宗系より一段下の官を與えられることとなる。同様に皇帝を中心とする親疎の區別も一世代分だけ疎となり、この格差は以後も續いた。その他、宗室の俸給や、無爲をかこつ若者對策としての學問の獎勵とその他の教育方法についても詳しく觸れている。

ここまでのところ著者の記述のうち制度にかかわる部分は、詳細ではあるが先行研究が明らかにした内容を大きく改めた箇所は餘りないとの印象を受けた。逆に精彩に富む部分は、各種制度のなかで營まれた宗室個人の生活の記事である。とくに宗室の婚姻や女子をめぐる敘述は、具體的なイメージを讀む者に喚起させる。

宗室男子で賜名のない者の比率は七二%、女子で封のない者は六九%にも及び、この時代、最も富裕な階層ですら幼児の死亡率はこのように高かったと述べるあたりは、著者の蓄積したデータがあつて初めて言えることである。

神宗・哲宗時代を扱う第四章は、本書のなかで最も多い八節から成る。新法改革政治のおこなわれた神宗朝は、宗室制度にとつても大きな選擇の時代であつた。宗室の増加は既に以前から問題となつていたが、治平四年（一〇六七）の議論に、一箇月の官僚への俸給支拂い四萬貫、在京禁軍經費十一萬貫に對し宗室は一般の經常經費だけで七萬貫が必要とあるように、まず財政問題として浮上する。しかし、より本質的な問題は、神宗朝になり宗室の第五、六世代、すなわち五服外の祖免親、非祖免親が本格的に登場し始めたことである。これら五服外の親族を傳統的な禮制に従い宗室から除くか否か、財政問題とも関連して、即位早々の神宗は困難な課題に直面した。一連の経過は複雑であるが、改革の要點は、非祖免親への賜名授官を廢止し、かわりに科舉應募への道を開く決定にある。しかし、非祖免親の生没は、從來通り玉牒所に報告させて宗籍に登録し、孤兒など經濟的に困窮している者には援助を與えることにした。この意味で非祖免親も、朝廷からの特典に大きな差はあるが五服内親族と同じく宗室であり續けたのである。天族（Branches of Heaven）であるが故に、三家系の子孫は五服外であろうとも宗室として認定する。これが宋代宗室の最大の特徴となるとの指摘は、その通りであろう。土地・建物の購入が許され、いわば自立が期待された非祖免親宗室は、事實上、出仕以外に經濟的基盤を確保する手段はない。そこで恩蔭に

よって官位を取得するほか、「宗子試法」という一般とは別枠の科擧の規定が定められ、独自のルートでより容易に官位を得る仕組みが出現する。著者は、主に張希清「宋代宗室應舉制度述論」(『第二屆宋史學術研討會論文集』一九九六)にもとづき宗室と科擧の問題を整理しているが、これは七章でより詳しく検討されるので紹介はそちらでおこなうことにする。いずれにしても、宗室は、神宗朝において正式に科擧への應擧が認められ、官僚としても當初は監當官、やがて知州レベルにおいて現實政治にかかわる者が出現するようになる。これが、この時代の最も重要な變化であった。

著者は、乏しい史料の中から政府が經濟援助した非袒免親の事例を引用しつつ、すべての親族を宗室としたことの財政上、あるいは制度そのものへの影響について觸れ、さらに宗室の結婚と離婚の規定を考察する。その規定は時期により内容を多少變動させるが、總麻以内、袒免、非袒免の三つに分けて結婚相手の對象に制限を加えたことは共通する。また非袒免の婚姻は庶姓に同じとされたが、宗室女性の特參金が第八世代にも與えられていたことに注意するなど、前章で述べた日常生活への著者の目は、ここでも行き届いている。宗室の増加は、日常生活を管理する機構にも對應を迫った。仁宗朝に置かれた太宗正司の記録が現れるのはこの時期からであるとして、職務分擔を明確にした組織化の進展、長である太宗正事が太宗系によって占められていたことなどを明らかにする。

本章は太祖系第四世代趙世居謀反の告發とその引き金になった李逢事件に一節を割き、この顛末をみることで神宗・哲宗時代の

宗室が置かれたもう一つの状況を述べる。それは宗室隔離政策にもかかわらず、異志を抱くような人物の出入りを完全に防ぐことはできず、宗室はやはり帝位にとって潜在的な危険を孕む存在であったことである。こうして著者は最後に「漂う宗室」という一節をあて、當時の政治・文化を主導する士大夫が宗室の墓誌銘をほとんど書いていないことから、社會との隔離政策はこの點では機能しており、また仁宗朝下のように皇帝と宗室の家族的な交流はみられなくなる。増加した宗室を、宋代の政治・社會の中にどのように位置付けるかが、次の徽宗朝に持ち越された課題であるとする。

五章は北宋最後の徽宗・欽宗朝を扱う。この時期の最大の課題は、敦宗院の創設であり、それに深くかわつた蔡京の施策をどのように理解し、宋代宗室史に位置付けるかであろう。開封の居住空間から溢れ出した宗室に對し、蔡京は西京河南府(洛陽)と南京應天府(宋州)に敦宗院を創立し、非袒免親を收容する案を提出、實現させた。通常は南宋の史料により西外宗正司が管轄する西京には魏王系、南外宗正司の南京には太祖系が移住したと理解されているが、著者はとくに特定はしない。むしろ最初に移住させられたのは經濟的に困難な状況にある非袒免親であり、手當てが支給されたにもかかわらず開封への歸還を望んだ者もいたとする。敦宗院は、蔡京の宰相任免と連動して興廢したが、記録に残る最大規模は、兩敦宗院あわせて(『宋會要』職官二〇・三六には「南」とだけあるが、「西南」であろう)所有田四萬四千頃、房廊二萬三千六百餘間というものであり、著者は最大男女一萬人が居住したと推測している。

次に六部局に分けられた大宗正司の機構を解説した後、著者は宗室の教育の問題に觸れる。周知のように蔡京は、この時期、科擧に代えて學校經由による官僚登用制度（天下三舍法）を構想・實施していた。前著で、著者もその内容を詳述するところである。宗室の教育は宋初から議論され個々におこなわれてきていたが、宗室の學校が體系的に整備されるのは、實はこの時代であった。當然、宗室の出仕と天下三舍法との關係が問題となる。しかし、関連史料が少なくもあり實態はよく分からないのであるが、この課題で今のところ最も詳しい記述がある『宋史選舉志』譯注（二）『宗學の項（石田肇氏擔當 一九九五）との異同について觸れておく。諸史料は、このとき宗室関連の學校として宗學が設置されたと記す。宗學は、元祐年間に一旦創建されたが機能する前に罷められ、建中靖國元年（一一〇一）、復置の詔が出されたのである。『譯注』はこの宗學を、復置の詔の翌崇寧元年に大・小學教授を置いた宗室各家系の諸宅の學校（蔡京の提言中では宮學と表現）に同じと解釋し、三舍法が導入され、宗學からの釋褐がおこなわれたと考える。これに對しチェフィー氏は、復置の詔にもかかわらず徽宗朝のどの時期にも一つの獨立した宗學は設置されなかったとし、諸宅の諸宮學が大學・小學に分かれて置かれたことのみを述べる。氏が考える宗學は、太學に對應する諸宮學の上にある學校であり、その意味では確かに存在しない。しかし大・小學教授は、やがて某王宮宗子博士と名稱を變え、このことを記す記事に「靖康の亂、宗學遂に廢さる」とあり、或いは成績優秀な學生が就く學官を宗子學官（宗學官）と呼ぶなど、蔡京のいう宮學が宗子學の意味で宗學とも稱されていたことが分かる。

徽宗朝は、前章で述べられた實職をもつ宗室有官者が多數出現した時代である。それは恩蔭、宗子學、あるいは科擧などさまざまな経路からではあるが、そのことにより著者は、宗室が教育や科擧に本格的な努力を傾注した最初の時代とも評價し、徽宗の第三子鄆王楷が政和八年の廷策第一の進士となったことに象徴的意味を見出す。しかし金軍南下の前に北宋はあつてなく崩壊し、開封の宗室は徽宗・欽宗ともどもほぼ全員が北方に拉致された。それに對し攻撃の直接の主要對象でなかった西・南外宗室は南に逃げ、南宋の宗室は、結果的にかれら非袒免親によって繼承されることになる。蔡京の敦宗院創設は、宗室の歴史を自身の意圖とは別の方向に導いたとする。

三

第六章以下は、南宋部分である。著者は、宗室の動向に留意しながら北宋滅亡の過程を追い、また金によって北方に拉致されて行く宗室の具體的な様子にも筆は及ぶ。即位した高宗は、開封、西京、南京居住の宗室に對し、それぞれ江寧府、揚州、鎮江府への集合を命じた。しかし開封の宗室は北に連行されており、また金軍南下によって集合先は戰場と化し、高宗自身が金の追撃から逃れるのに精一杯で、宗室の混亂と逃避行はさらに續いた。結局、西外宗室（西京洛陽）は途中分散しながらも高郵軍、泰州をへて最終的に福州に、南外宗室（南京）は多くが船で泉州へ、大宗正司は一時遠く廣州に移動したが、他の環衛官宗室とともに最後は杭州臨安府に落ち着く。このほか離散した宗室はほとんどあらゆる州に居住することになり、各地に臨時の外宗正司が置かれた。

これは流寓宗室の經濟的支援をするためであり、居住先各州が經費を負擔するという指摘も、南宋宗室制度の特色の一つとして重要である。一時、西外と南外宗正司の統合が論じられたが、置かれる州が經濟的負擔に耐え切れないという理由で實現しなかったことは、この方針のもたらした結果である。紹興元年（一一三一）の段階で年に南外六萬貫、西外三萬貫の經費という記録を挙げ、北宋の敦宗院に比べれば非常に少ないが、それでも州の財政負擔としては巨額であつたとする。

北宋末から州や縣の實職に就き始めた宗室官僚は、抗金活動を通して南宋再興に大きな役割を果たす。著者は、本章で多くの具體例を挙げながら、かれらの動向を追跡する。そのなかには、情勢によつては自立も視野に入れる諸王の動きもあるが、政治・軍事の最前線で活躍する宗室の姿は、著者が述べるもう一つの南宋宗室の特色である。北宋末から南宋初めにかけて州縣官として活動した宗室官僚の總數を検討した著者は、一一三〇年代に推移のピークがあるとする。戰亂による文官有資格者の激減の危機を宗室官僚が救い、このことが南宋における宗室官僚の特色の一つである政治現場での多様な活動の下地を作つたとも考えている。また戰亂による宗籍の散逸と消滅は、大量の僞宗室の出來を招いた。政府は、紹興九年に開封を一時回復したときに入手した宗藩慶緒錄など十五冊版木約二千餘枚の宗籍をもとに據るべき宗譜を復元作成し、これ以後、僞宗室の出現は減つたという指摘は興味深い。本章は、そのほか明受の亂での宗室の動きと役割、少數の秦檜與黨と多數の批判者などを述べた後に、まとめとして、北宋で行われた宗室と一般官僚との通行禁止はみられなくなるが、宗室官僚

は中央では侍従どまりとされたことなど、活動への暗黙の規制はたらいいていたとし、宗室官僚が、士大夫官僚化するとともに、その一般官僚及び皇帝兩者との緊張關係が増大したことを擧げている。

七章から九章は、歴史經過を追うより、宗室が玉座と一般士大夫に對してどのような政治、社會的現實に在つたのかを探るとするとして、まずこの時期の史料上の特徴を述べる。十三世紀初期まで公的記録は豊富であるが、それ以後は極端に少なくなり、逆に北宋にはみられなかつた士大夫による宗室墓誌銘が豊富になる。これは個人の詳しい情報が残る反面、それは少數の成功者に限られ、しかも臨安、福州、泉州居住が中心であり、全國に散居する大多數の宗室については殆ど知ることができないことを意味するという。七章では兩浙、福建に移住した宗室が、一方で在地有力者として一族を糾合する動きと、しかし朝廷は「天族」として一般社會から分離させようとする二つの方向の中にあつたとし、地方の敦宗院設立の提案は實現が確認できないが、世代數に關係なく財政的支援は實行されたと、その意味を大きく評價している。日常經費のみならず宗室女性の結婚持參金やその夫への特典など恩恵は大きかつた。

臨安の宗室は、開封に比べると人數をはじめ大宗正司などの役所を含め目立たない存在であつた。最大の理由は、南班宗室の數の少なさであるが、福州・泉州兩外宗正司に屬する宗室の規模が大きかつたこと、それ以上に宗室官僚が南班官出身のみならず各地に分散する宗室から入仕可能となつたことにも求める。著者は、こうした新たな現實に對し事例を積み重ねて丹念に敘述している

が、宗室の婚姻を含めここでの紹介は省略する。ただ無服の宗室の出現とともに、無官の者の息子を結婚相手に選ぶケースが増え、同時に武官の息子との縁組が減少し、文官の息子の数がそれを凌駕する事態を指摘する。しかし一方で墓誌銘が示す文官志向に相反する数字が仙源類譜にみられ、そこでは相變わらず武官が優位である。ここから著者は、士大夫に墓誌銘を依頼する宗室は、宗正司に屬さず獨立して士大夫社會内で名望家の地位を得た者が多く、逆に武官と婚姻關係をもつ宗室は、宗正司に屬し北宋以來の傳統の枠内にある、と推測している。

七章の残りは宗室の學校、教育及び科擧との關係に充てられる南宋になり宗室官僚の活動が一般化したことは本書の各處で強調される事態であるが、宗室が官僚となる経路についてがここでの問題である。著者は、北宋で存在を否定した宗擧、臨安の各宅や西・南外宗正司にも設置された宮擧、さらには家塾、各地の書院での子弟の教育を官位取得の前段階として述べた後、宗室の出仕制度（宗子試法）を敘述している。ただし著者の理解には多少の混亂がみられる。前掲の石田『譯注』、張「宗室應擧」は、いくつかの點で兩者が解釋を異にする場面はあるものの、制度の大枠での共通理解はできていてと考えるので、まず評者なりにそれらを整理し、次に本書の記述を検討したい。宗室と科擧が問題となるのは、既述のように賜名授官が廢止された非袒免親の出現する神宗朝であり、ここで決められた出仕の枠組みが制度の出発点となる。それは大きく袒免親の鎖廳試（有官鎖廳）と非袒免親の無官應擧に分けられる。言うまでもなく袒免親は原則として武階保有者であるから鎖廳試となり、合格すれば文官に移る。問題は無

官の非袒免親である。一般の進士科は激烈な競争であるから、特にこれらのために宗子別枠を設け、少ない受験科目で五十名を限度に五割を合格させ優遇し、さらに不合格者に對しても一定の條件で官位を與えた。また徽宗の崇寧元年から二年、蔡京の發案で臨時の措置として二十五歳以上の非袒免親に禮部での簡單な試験により武階を、不合格者には律を讀ませてさらに下の武階を與えた。これを史料によつては量試と記す。次に問題となるのが、天下三舍法が廢された後、宣和六年に改定された宗子試法である。まとめると、それらは有官鎖廳（正奏名、文官授與）、無官應擧（正奏名、文官授與）、無官取應（特奏名扱い、武官授與）の三種に分けられ、いずれも一般人とは別枠で試験され優遇される。このうち無官取應は、先の蔡京の量試を常例化したものと考えてよいであろう。張「宗室應擧」は、この無官取應を史料の記す通り袒免親無官取應とするが、石田『譯注』が指摘し、チェフィー氏も言うように實際は非袒免親の受験が大部分である。厄介なのは、この試法を繼承した南宋が、別に登極恩などとして臨時に宗子量試を行ったことである。量試は一般に簡單な試験という意味で使用され、宗子量試だけに限定されない（石田『譯注』）が、宗室はこの宗子量試によつて大量入官を實現している（合格・通過者には無官取應より一等下の武官が授與される）。

著者は、張「宗室應擧」を参照しているので、以上の要約は共有できると思うのだが、一七二―一七五頁にかけての量試についての記述は、無官取應と宗子量試を混同しているため分かりにくいのみならず誤りが多い。二點だけ指摘すると、まず著者が量試合格者として議論する隆興元年（一一六三）から乾道八年（一一

七二)までの宗子合格者五〇名、三九名、三八名、四一名は三年毎の科擧に實施された無官取應の合格者數である。孝宗登極赦の量試は、隆興元年二月十一日の禮部貢院の言(『宋會要』選舉一八・二二)にある「終場の人數七百餘人、文理通ずる者約三分の一、その内、雜犯の者多し」であり、三分の一を合格とし、雜犯も出官を二年延長するとして合格を認めた。このときはさらに優遇があり、不合格者の四十歳以上の者は無條件で補官され、他の不合格者は次回の省試時に再度の量試が許された。そこで次の乾道二年に二一六名、雜犯五名が合格し、五年にも特例で八名が合格している。五〇名以下と二一六名以下とは區別して論じなければならぬ。第二に著者が、乾道二年の二一六名は七百餘名の三分の一に近いので、この記事は隆興元年に繫年すべきとする主張は、上述のようにこの時の赦恩の内容を理解していないことから導かれた誤りである。著者は、孝宗が登極赦量試によって大量補官を行った背景に、かれが皇子ではない太祖系の宗室疎屬出身者であるが故の、宗室への配慮を擧げる。これは他の皇帝の即位時に行われた量試の合格者數が分らないので是非の判斷はできないが、後の理宗の例もあり、南宋皇帝にとり疎屬宗室が特別の意味をもっていたことは確かであろう。

八章では高宗末から孝宗、光宗、寧宗、理宗朝という南宋の大部分を占める時期の宗室の役割を検討する。著者が収集した豊富な傳記資料を縦横に驅使して論を展開する本章と次章は、本書の特色を十分發揮した部分であろう。本章の内容は多岐にわたるが、著者自らが要約した最終節「宗室と南宋政治」に依れば、中央政府における儀禮の場と大宗正司を例外として一切の政治活動を原

則禁止されていた宗室が、文武を問わず政治のあらゆる場面に進出し活躍したことが、十二世紀半ばから十三世紀半ばにかけての最大の特徴であるという。もう少し詳しく述べれば、州縣官や軍事を含めた路官は言うまでもなく、中央の執政やとくに厳しく制限されていた科擧の試験官、外國使節、軍事司令官にも南宋中期になると任命される宗室が現れた。著者はこうした動向の推移を占う問題として、いわば建國以來の禁忌ともいふべき宗室の宰相就任について検討している。

宗室出身の孝宗は、制限や削減を加えることもあったが、その基本は宗室官僚の採用を擴大する方向にあった。しかしその方針が一般官僚の反發に遭うことは稀でなく、とくに皇帝の側近として中央の要職に優秀な宗室官僚を招く人事は強い抵抗に遭った。孝宗が強く希望し、結局斷念させられた趙善悉の場合はその典型例である。ところがこの最後の禁忌も、光宗による趙汝愚の宰相任命で破られる。しかしよく知られるようになれば韓侂胄一派の策謀で失脚し、これ以降、宗室宰相が現れることはなかった。いわば趙汝愚を例外とする宰相人事以外、一般官僚の抵抗にもかかわらず、すべての職が宗室官僚の活動する場となったことに南宋期の特色をみるのである。著者によればかれら要職についた宗室官僚は、宋朝に強い歸屬意識と王朝への思い入れ、皇帝との一體感故に、大膽かつ率直な發言をするという。南宋期の特徴である專權宰相の奏檜、韓侂胄、史彌遠らに多くが批判的で、その矛先は皇帝に對しても向けられる。擧げられた多くの事例のなかでも、標點本の『宋史』列傳(卷四一三)で僅か二頁しかない趙善悉の描寫は、單調な列傳の内容を關連記事によって躍動させることに

成功した部分である（二〇九―二二頁）。もともと李全の亂の平定など軍の重職をこなした宗室の代表例であるが、息子が史彌遠の婿であるなど、かれ自身は必ずしも專權宰相に對立した人物ではなかった。

理宗が即位したとき、次期皇帝の本來の候補者であつた趙竑が反亂に關つた。皇子による唯一の本格的な反亂關與であつたが事態は簡單に終息した。著者は、ここにも逆に皇帝と宗室の安定した關係をみる。また南宋歴代皇帝は奇妙なことに成人した嗣子が極端に少ない。高宗〇人、孝宗三人、光宗一人、寧宗〇人、理宗〇人であり、先述の如く潜在的皇帝候補者を擁することになる宗室が、結果的にその存在感を高めたとも述べる。

南宋の地に根附いた宗室をさまざまな側面から考察する九章は、本書の特色が最も現れた部分であろう。全國に散在する宗室は、その人口の増加にともない多くの問題を抱えるようになった。それは年金の支給や財政支援の滞りと不公平、宗籍登録の不徹底、宗室内の多數の貧者と少數の富者への分極化などであり、地域社會に浸透した宗室の不法行爲と惡評も常態となつた。地主・士大夫の生活様式を取り入れた宗室は趙氏リニージを形成し、後世の趙氏宗族は始祖をかれらに求めることになる。鎮江府大港趙氏を始めとする著者が精査した現存族譜は、この場面で大いに活用される。こうした諸地域に展開した宗室に對し、宗正司が管轄する臨安、紹興、福州については史料が乏しいとして、唯一、比較的情報量の多い泉州を取り上げ、一節を割いて検討を加えている。泉州およびその宗室について議論の前提となる著者の地域イメージを擧げると、事實上最大の宗室據點、海外貿易で繁榮し、學術

や科舉合格者の數で宋代に重きをなす福建の主要都市の一つということになる。紹興元年、三三九人で始まつた泉州宗室は百年後、二三〇〇人以上となつた。しかし著者は、泉州の人口を二二五萬人と考え、この宗室數は少な過ぎ、周邊居住者を含めさらに多いとする。論點は、宗室人口の推移、睦宗院の建設、知州縣官、市舶使への就任、最大時に泉州科舉合格者の約四割を宗室が占めた事實などにわたり、宗室と海外貿易の關係も検討している。宗室の海外貿易は法的には禁止されていたが投資はしていたであらうとし、一九七三年に引き揚げられた貿易船は宗室所有であつたとの説を紹介して、それは蒲壽庚の追及から逃れるために座礁した、との假説を述べる。後半はかなりの頁を對モンゴル戰爭と宗室、南宋の滅亡、宋元移行期および元朝治下での趙氏についての記述に當てるが、殘念ながら要約する餘裕がない。子供のとき蒲壽庚による泉州宗室の大量虐殺に遭遇、かろうじて生き残り、孫氏の養子として成長した趙由馥が、後年、泉州に戻り廟を建設、犠牲者を追悼する儀式で過去を回想する場面の描寫は印象的である。南外天源趙氏族譜から引いたこの回想は、本書本文の締め括りとしてまことに相應しい。

最終章の十章は、これまでの考察をまとめ、また本文で餘り取り扱わなかつた宋室と學術・文化の關係についての一節を附け加える。大多數の宗室の文化程度は低かつたとしながらも、士大夫階層と交流のあつた上層部には傑出した人物が多いとして、かれらの具體的な活動を記述する。最後に宋代宗室のあり方が、元・明・清に與えた影響について論じ、陰謀や帝位繼承をめぐる混亂そして反亂の少なさは、やはり宋という時代の特徴であることを

確認して本書を終える。

四

兩宋三百年の宋代宗室の全體像を敘述しきるといふ雄大な構想のもとに執筆された本書は、期待に背かぬ豊富な内容に満ちている。しかし本書の最大の問題は、史料解釋、というより史料讀解にあるといつてよいだろう。太祖が幼い孫の惟吉について「黃門に命じ擁抱し、出入常に從わしむ」を「太祖は、黄色い門から自由に出入りさせた」(三四頁、原文「宋史」二四四)と譯し、あるいは太宗正司の六案を「士案係、戸案係、……」(二〇三頁)、南宋初め臨時に各地に置かれた太宗正司を「置司所」(一一九頁)と表記するが、「係」「所」は職掌を説明する「……に係わる」「……する所」と下文に繋がる字であるなど初歩的な誤讀、また、徽宗の即位に年齢順を主張して支持したのは陳太后(九六頁)ではなく向太后などケアレミスがかなりある。これらは讀む者がすぐ氣付き、行論にもそれほど影響しないので殊さら問題にする必要はないかも知れない。しかし、著者の立論そのものを左右しかねないと思われる誤讀の箇所も、一讀すると一、二にとどまらないようにみえた。評者は、それらが本書の致命傷になるのではないかと恐れ、書評の依頼を受けることに慎重とならざるを得なかった。未だ十分な検討は終っていないのであるが、今の所、制度にかかわる部分について、本書を破綻させるような大きな誤讀はないとの判斷に至っている。以下、それらの問題點につき、幾つか評者なりの疑問と考えを述べたい。

第四章の宗室の増加を論ずる箇所、著者は第五、第六世代の

急激な人口増に關連させて、曾鞏の『元豐類藁』三一「再議經費」を引き「宗室の籍に新たに加わる人數を、一〇七五(熙寧八)年四八七人、一〇七六年五四四人、一〇七七年六九〇人、一方、死亡は年に二〇〇人前後に過ぎない」と報告している」と述べ、増加のテンポの具體的數字とした(六七―八頁)。これは²⁾ Hartwell 教授の論に據っているようであるが、このとき三班院であつた曾鞏の上奏を讀めば、この人數が宗室の増加分ではなく三班に新たに任命された人數を言うのであることは明らかである。確かに宗室もその中に含まれるが、その直前に「今(元豐初)に至るに、(三班)總數は一萬一六九〇、宗室は又た八七〇」というように、全體に占める割合はそれ程大きくはないのである。従つて宗室増大の傍證史料としてこの記事を擧げるのは不適當である。但しこの時期、宗室が第四世代の一〇七八人から第五世代三四八八人と急増していることは、著者の言う通りである。

第七章、宗室の女性に對する特典や恩典を論ずるなかで、結婚した宗室女性の夫と息子たちへの官位の授與、すなわち恩蔭について述べる箇所がある。そこで著者は「最後に、朝廷は一六六(乾道二)年、宗室の女性のために更なるもう一つの特典を設けた。それは、彼女の夫やその親族が恩蔭を通して何人もの息子を任命する資格を得ていたにもかかわらず、一人の息子を官位に推薦する權利である。われわれは、宗室の女性によつて任命される息子の數を一人に制限するという、一二〇一(嘉泰元)年ころ制定された削減記事のなかにこの數をみるので、その言外の意味は、しばしば一人以上が任命されたということである」(一四八頁、八章一八二頁でも言及する)という。少々分かりにくい書き方で

あるが、記述の根據として擧げる史料は『朝野雜記』甲集六「嘉泰減奏薦」であり、そこには「嘉泰初め、言者、官冗恩濫なるを以て、凡そ宗女を娶り授官せらるる者は、舊法に仍り終身止だ一子を任ぜんことを請う（乾道二年六月、集議し、止だ一子を任ずるのみ。九年、改めて非泛と作さず）……以下略」とある。ここから分かるように、恩蔭の對象は宗室の女性を娶った夫であるが、それは結果的に宗室の女性に與えられたことにもなるので問題は無い。問題は史料中の「舊法」とか割注の「（乾道）九年、改めて非泛と作さず」に著者がまったく觸れないことにある。實は、この乾道二年、九年の記事に關する史料は同じ『朝野雜記』の乙集一四「乾道淳熙裁損任子法」や『宋會要』職官七七致仕 乾道二年六月十二日などにみえ、それらを検討すると、著者の考えとは違つた文脈での議論や措置であることが明らかになる。考證は煩雜になるので結論のみ述べると、乾道二年の特典は特典ではなく一名に削減するという減額措置である。この時期、官冗恩濫の弊害に悩んでいた政府はその制限方法の一つとして、一般ではない（泛に非ざる、特別な恩典による）官僚への恩蔭資格を厳しく制限しようとした。とくに恩蔭によつて官を得た者が、昇進して今度は自分が恩蔭の推薦權を得るような惡循環を斷ち切ろうとしたのである。その一つの對象が恩蔭により官に補された宗室女性の夫であつた。また恩蔭といつてもその機會は多々あるので、それを致仕のときの一回一人に限るとするのが、この時の措置である。當然、宗室は抵抗する。それが九年の一般官僚待遇に戻す「非泛と作さず」に結果し、しかし反擊した政府は再度舊法による一名に制限したという記事が、著者の引く『朝野雜記』

の嘉泰元年である。宗室女性の恩典についての大きな推移は、本書の敘述で間違いないと思うが、この部分ではむしろ政府と宗室の特典授與をめぐる攻防をみるべきであり、著者の論の引用史料としては不適切な上、讀解にも問題がある。なおこの詳しい経緯については『宋史選舉志譯注（三）』補蔭八〇〇—八〇七條を参照された。

同じ七章の、先に問題點を指摘した孝宗登極赦宗子量試の法についてもう一點附け加える。著者はその試験科目を「一一六二（紹興三二）年の規定に従えば、量試を受ける宗室は、一つの古典、詩と賦、政治あるいは哲學の論を試験された。これは北宋より多い要求である。北宋では古典ないし律が課せられたからである。しかし、一般に進士科の試験で最も難しいと考えられた策は課せられなかつた」と記す（一二二頁）。しかし、典據とする『宋會要』選舉 宗室應舉 紹興三十二年八月十三日の原文には「……經義量試に試せられんことを願うは本經義二道、詩賦に試せらるるは各一首、論に試せらるる人は論一首の一場と作す。……」とあり、經義、詩賦、論は選擇科目である。確かに律試はなく、北宋のどの試験と比較してか著者は明示していないが、蔡京の崇寧初めの規定に比べてとくに科目數が多いわけではなく、北宋より難しいとするのは、全科目を受験すると考えたことからくる誤解である。

五

最後に、書評範圍から逸脱するが、本書を讀みながらあらためて考えさせられた日本の宋代史研究について些か述べたい。歐米、

とくにアメリカの中國史研究の特色の一つは、社會全體あるいは當該の歴史世界全體をまるごと把握しようとするダイナミズムにあらう。本書でもそれを強く感じた。大袈裟に言えばそれはアリストテレス『ニコマコス倫理學』以來の西歐に連綿と續く學的傳統であり、ウェーバー『支配の社會學』などはその系譜の白眉であると思う。冒頭で「事實網羅主義」と書いたのはそういう意味であった。近年のアメリカの宋代史研究で強い印象を受けた書物を思い起こすと、どのような課題を扱っていても全體の構造を問う基本姿勢において共通するのは、その學的傳統、加えてまったくの異文化世界を理解しようという欲求に由來するのであらう。翻って日本を考えると、勿論、研究が對象社會全體の構造を問わないわけではない。しかし、その特色はどこにあるかといえは、やはり史料自體に即して考え、それを精緻に読み込むことで發言しようという姿勢にあるのではないか。言うまでもなく本書は、あらかじめ自ら設定した枠組みのなかに、それに適合する史料を當てはめてゆくような粗雑な研究ではさらさらない。しかし、一つの史料にこだわり徹底的に読みぬくという姿勢が貫徹している

かといえはそれには疑問な箇所もある。第一それをしていたら、このような浩瀚な書はいつになっても完成しないであらう。

史料をして自ずから語らしめる方法だけでは、中國史學に要求される現代の諸課題に應えきれないことは確かである。だが研究の國際化がこれだけ進み、それぞれの學的傳統をふまえての學術交流、切磋琢磨が要求されている現在、日本の宋代史研究が先學たちの築いてきた精密な史料讀解の學的傳統を繼承することなくいくら「宋代史の新研究」を唱えてもそれは世界の宋代史學に貢獻しないし、歐米の亞流に終るであらうことは深く自戒したい。

Cambridge, Mass.: Harvard University Asia Center

1999, 275 + 166pp.

(補註) 最近、著者自身による本書の要約ともいえる講演内容が公刊された「宋代宗室 (Imperial Clan) の政治的社會的變容」(『東方學』一〇三 平成十四年一月)。本書評では簡単にしか觸れ得なかった南宋について詳しく、また新見解もあるので参照された。